

14. 宮崎大学合宿研修施設使用要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日 平成31年4月26日
令和3年3月25日 令和4年9月30日

（目的）

第1条 この要項は、宮崎大学合宿研修施設（以下「合宿研修施設」という。）の使用について、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（使用者）

第2条 合宿研修施設を使用できる者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本学の課外活動団体
- (2) 学長が特に必要と認めた者

（使用期間）

第3条 合宿研修施設の使用期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用期間は、原則として、1合宿研修につき7日以内とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日の期間は使用を禁止する。
- (3) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（使用手続）

第4条 合宿研修施設を使用する課外活動団体の責任者（以下「責任者」という。）は、合宿研修施設使用願（様式第1号）を使用予定日の7日前までに、学長に提出し、使用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

（鍵の管理）

第5条 合宿研修施設の鍵は、学生支援課が管理する。

- 2 合宿研修施設を使用する責任者は、使用開始日の午後4時までに、学生支援課で鍵を借り受け、使用最終日は清掃及び施錠し、鍵を午後3時までに返却しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、学生支援課の指示に従うものとする。

（使用の中止）

第6条 合宿研修施設の使用を許可された者が、使用を中止するときは、直ちに学長に届け出なければならない。

（遵守事項）

第7条 合宿研修施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用にあたっては、学生の本分に反しないよう、良識をもって行動しなければならない。
- (2) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用期間を厳守すること。
- (4) 許可なく、設備の改造、備品の移動・持ち出し等をしないこと。
- (5) 火気の使用は特に注意し、所定の場所以外での熱器具等の使用及び喫煙をしないこと。
- (6) 整理整頓に心掛け、朝夕は必ず清掃すること。
- (7) 盗難に注意し、全員不在となるときは、戸締まりを厳重にすること。
- (8) 自炊、飲酒をしないこと。
- (9) その他係員の指示事項を厳守すること。

（使用許可の取消し）

第8条 合宿研修施設の使用許可後において、次の各号の一に該当する場合は学長が使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に、虚偽があったとき。
- (3) 学長が特に必要があると認めたとき。

(損害の弁償)

第 9 条 合宿研修施設を使用する者が、故意又は過失により、施設・設備を破損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(合宿研修施設の事務)

第 10 条 合宿研修施設に関する事務は、学び・学生支援機構事務部学生支援課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、合宿研修施設の使用に関する事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。